

別紙 2

「帰国者・接触者相談センター」

- ① 下記のいずれかに該当する方は、医療機関を受診する前に、必ず「帰国者・接触者相談センターへ」ご連絡ください。帰国者・接触者外来をご案内します。
- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ② 以下のような方は重症化しやすいため、①の症状が2日程度つづく場合には、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
- ・高齢者
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

「一般相談窓口」

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談に対応しています。

「帰国者・接触者相談センター」

県内各保健所	専用電話番号	相談受付時間
松江市・島根県共同設置 松江保健所	0852-33-7673	平日 8時30分～17時15分 ※緊急の場合は、この限りではありません。
雲南保健所	0854-47-7778	
出雲保健所	0853-24-7028	
県央保健所	0854-84-9812	
浜田保健所	0855-29-5970	
益田保健所	0856-31-9512	
隠岐保健所	08512-2-9600	

「一般相談窓口」

県庁・県内各保健所	専用電話番号	相談受付時間
松江市・島根県共同設置 松江保健所	0852-33-7638	平日 8時30分～17時15分
雲南保健所	0854-47-7777	
出雲保健所	0853-24-7017	
県央保健所	0854-84-9810	
浜田保健所	0855-29-5967	
益田保健所	0856-25-7011	
隠岐保健所	08512-2-9900	
県庁健康推進課	0852-22-5842 (FAX 0852-22-6328)	